

責任通知書 (Notice of liability) 2023年11月12日

私は、日本国における主権者の一人として、内閣総理大臣である岸田文雄氏に対して、内閣の首班として、また行政府の長として有する日本国全体及び、日本国民全体への責務を正当に果たすことを要求するものである。

具体的には、日本国の主権と、日本国民の基本的な人権を守るため、以下にあげる行動を即座に行うことを要求するものである。なお、岸田文雄氏が何らかの事由により、その地位を外れた場合は、その後継者が以下の責務を果たすことを求めるものである。

【具体的要求事項】

1 パンデミック条約に関する事項

民間組織からの多大な資金提供により運用されている利益団体である世界保健機関(以降はWHOと記載する)に公衆衛生政策に関する日本国の主権と、日本国の国民の基本的な人権を譲渡するがごとき結果を招くことに繋がる可能性のあるパンデミック条約については、日本国として拒否の意思表示することを要求する。

2 国際保健規則に関する事項

上述の①と同義の効果をもたらすことが容易に推定される現在、検討中で2024年5月にWHO世界保健総会にて採決される予定の国際保健規則の改定に対して、拒否の意思表示をすることを要求する。また、これに先立って2022年に採決された国際保健規則の規定が適用されることに対して、2023年11月末までに、拒否の意思表示をすることを要求する。

3 WHO脱退に関する事項

今後も継続的な日本国への主権侵害及び、国民の基本的な人権の侵害に繋がる可能性のある重要な決定を国民に通知することなく、また国会での審議を経る事なく、行政機関が勝手に進めることがないようにするための抜本的な対策として、利益団体であるWHOからの脱会を要求する。

4 コロナ茶番騒動に関する真相解明に関する事項

病原体としての新型コロナウイルスの存在が特定されないまま、2020年から起こされた新型コロナ茶番に関する真相を国として情報分析し、事実を国民に公表し、この茶番に不適切に関与した国の関係者、国と連動して茶番を作り出した者の責任を明らかにすることを要求する。

5 新型コロナワクチン接種事業の即時停止に関する事項

他国で明らかにされた新型コロナワクチンに関する製薬会社との購入契約書に記載があるように、新型コロナワクチンは長期的な安全性も危険性も明らかではないこと、また公式な添付文書でも臨床試験において有害事象の多発が明記されていること、そして実際の接種において世界で有害事象が多発している事実に基づいて、この危険な新型コロナワクチンの接種を日本国において即時停止することを要求する。

もし、当該ワクチンが有効で安全というのであれば、まず、病原体である新型コロナウイルスが特定されているという証拠と、新型コロナワクチンが安全であるという証拠を即座に提示することを要求する。これができない場合は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第14条の3(特例承認)の求める緊急性や代替可能性がないことなどの条項を充足せずに、不適法に承認されている当該ワクチンの承認取消を行うことを要求する。

【内閣総理大臣の指揮監督権の行使を含むことの補足】

上記に要求した5つの行動要求について、本件要望は、岸田文雄氏(並びに、その後任者)が、内閣全体の統一性及び、一体性を確保する役割を担っている内閣総理大臣として、職務遂行のために有している指揮監督権を適切に迅速に行使し、関係する厚生労働大臣や、外務大臣、その他の大臣、並びにそれらの配下にある全ての行政官を、そ

れら行政官が個々に与えられている責務を果たすように、内閣総理大臣が管理監督する行為を含むものである。

また、本来、一国の総理大臣として、当然果たすべき責任に基づいて行われるべき、上述の行為を行わない不作為（責務の不履行）や、未必の故意によって生じる国民への損害については、国家として適切に賠償することを要求するものである。

本書への回答は、2023年11月19日に第一回解答を書面（メールへの添付文書での回答も可とする）で行うことを要求する。期日に間に合わない場合は、その旨を連絡することとする。